

児童福祉法施行規則及びこども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案に対する意見募集の結果について

令和 8 年 9 月
こども家庭庁支援局虐待防止対策課

児童福祉法施行規則及びこども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案について、令和 8 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 20 日（木）まで御意見を募集したところ、計 6 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	一時保護委託者の登録制度の新設や各種事業者への立入検査に係る規定を整備する本内閣府令案の趣旨に賛同する。 その上で、本改正が現場の地方自治体、事業者、子どもや保護者にとって円滑かつ厳格に運用されるよう、次の事項を提案する。 - 自治体毎の独自の必要書類の追加や審査基準のブレを防ぐため、こども家庭庁から地方自治体に対し、添付書類の例示や審査チェックリストを含むガイドラインを提示すること。 - 検査を受ける側の混乱や関係者を装うなりすまし等の懸念を払拭するため、各事業者や一時保護委託者に対し、立入検査時	府令案への賛同意見として承りました。 府令の施行に当たっては、一時保護委託者の登録制度の運用の際の留意事項について、地方自治体に対して丁寧な周知を行うこと等により、円滑な施行に資するよう努めてまいります。

	に提示される身分証明書の様式を事前に広報・周知すること。 こども家庭庁又は自治体の公式ウェブサイト等において、身分証明書の確認方法や問合せ窓口を明記すること。 ・ 本府令案では、公布から施行までの間が約 1 か月と短期間である。自治体のシステム改修や事務要領作成、事業者への周知を円滑に行うため、パブリックコメント終了後速やかに自治体向けに様式案や運用マニュアル案などの情報提供を行うこと。 ・ 一時保護委託者の登録申請及び添付書類の提出にあたり、紙媒体だけでなく電子申請システムや電子メール等による提出を原則認めること、並びに添付ファイルのフォーマットとして汎用的な PDF 形式等の活用を認める運用方針を明示すること。	
2	府令案概要の（２）丸数字 2 について、規則第 3 号様式の改正もあるものと思われるが、その内容が何ら示されておらず、反対である。また、このことから、「命令等の案は、具体的かつ明確な内容のもの」であるとはいえず、本意見募集手続は、行政手続法に基づくものであるとは言えないから、再度適切に意見募集手続を実施すべきである。 府令案概要の（２）丸数字 3 の改正趣旨が全く示されておらず、反対である。	児童福祉法施行規則第 3 号様式の改正については、概要において「（３）その他所要の改正を行う」と示しております。 また、府令案概要の（２）③については、所要の改正を行うものであり、具体的には、親子再統合支援事業者、社会的養護自立支援拠点事業者、意見表明等支援事業者、妊産婦等生活援助事業者又は児童育成支援拠点事業者については、こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 42 号）に規定する特例様式を使用することとしても差し支えないことから、これらの事業者への立入検査等に

		についても、特例様式にすることができることとしたものです。
3	本改正について、一時保護委託先の質を確保し、行政による立入検査を行う制度整備に賛成する。 一時保護される児童は、虐待、犯罪被害、家庭環境等の事情により特に保護を必要としている場合があるため、通常以上に厳格な安全確認と継続的な監督が必要である。 事前予告のない立入検査、児童・職員双方への個別の聞き取り、外部通報、犯罪歴等の適格性確認、反社会的勢力等との関係確認、実質的支配者・資金関係の確認、思想・政治・宗教等の強制防止、公金支出の透明化等を組み合わせてほしい。 また、児童を守るためには職員の安全と健全な労働環境も不可欠。十分な人員配置、適切な勤務時間・休暇・処遇、緊急時の支援体制を確保し、職員の疲弊によるケアの質低下等を防止してほしい。 さらに、検査、重大事案、職員配置、内部通報、公金支出等を継続的にデータ化・分析し、個人を特定できないよう十分に配慮した上で一般へ公表してほしい。	府令案への賛同意見として承りました。 府令の施行に当たっては、一時保護委託者の登録制度の運用の際の留意事項について、地方自治体に対して丁寧な周知を行うこと等により、円滑な施行に資するよう努めてまいります。
4	職員証の様式変更について、例えば次のような成果目標と KPI を設定し、制度の効果を継続的に検証できるようにするべき。 ・ 職員証提示時の本人確認に関するトラブル件数の減少率 ・ 立入検査時の身分確認に要する平均時間の短縮率 ・ 職員証の様式変更後の「信頼性に関するアンケート」満足度（施設側）	行政事業レビューは、各府省庁自らが概算要求前に、前年度の執行状況（支出先や使途）等の事後点検を行い、事業内容や目的、成果、資金の流れ、点検結果等を書いた各府省庁共通のレビューシートを作成、公表するものです。今回の府令案はこうした行政事業レビューの対象となるような予算事

	・ 職員証の再発行に要する事務処理時間の削減率 ・ 新様式への移行完了率（自治体ごと） 政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してほしい。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してほしい。	業ではなく、一時保護委託者の登録制度の施行のために必要な事項等を定めるものですが、一時保護委託者の登録制度の運用に当たっては、実態を把握することを含め、適切に対応してまいります。
5	本改正は現場（児童相談所・委託先施設・地方自治体）の事務負担・書類作成負担・検査対応負担を増やすだけで、児童虐待や一時保護の根本的な解決にはつながらない。書類や様式の形式的な整備を重ねるほど、職員の本来業務（子どもへの直接支援）が圧迫され、人員不足とコスト増を招き、結果として税負担を押し上げる。 根本的解決として、一時保護そのものを減らすための予防策を最優先すべき。これにより、登録制度や検査の対象そのものを縮小し、行政コストを削減して減税に寄与させる。また、委託者・職員の採用において日本人を優先し、外国人の関与を厳格に制限すべき。加えて、官僚的な登録・検査手続きを簡素化し、現場の裁量を拡大すべき。	登録一時保護委託者に対する立入検査に当たっての様式を定めることは、一時保護委託の登録制度の円滑な施行に資するものであると考えています。 こどもへの虐待が起こる背景には、家庭を取り巻く様々な困難があると考えられます。こうした家庭が直面している様々な困難に対して、地域の様々な支援機関が連携し、困難を早期に発見して、包括的・継続的な支援を実施していくことにより、児童虐待を防止する取組を進めてまいります。
6	本改正案の趣旨である「一時保護の受け皿の適正化と子どもの保護」という目的には強く賛同する。 その上で、現場において本制度が真に機能し、救われるべき子どもたちを確実に救うために、以下の点に留意した運用	府令の施行に当たっては、一時保護委託者の登録制度の運用の際の留意事項について、地方自治体に対して丁寧な周知を行うこと等により、円滑な施行に資するよう努めてまいります。

	を求める。 ・ 登録申請の際に添付する書類や基準への適合を証する書類について、自治体による解釈や運用に過度なばらつきが生じないよう、国において明確かつ標準的な指針を示していただきたい。 ・ 要件が不透明であったり煩雑すぎたりすることで、善意ある一時保護委託の担い手が萎縮・減少させられることがないよう配慮されたい。 ・ 公布から施行までの期間が極めて短期間（約 1 ヶ月）に予定されている。現場の自治体や関係事業者が混乱なく新制度へ移行できなければ、結果として子どもを保護するネットワークに一時的な空白や機能不全が生じる懸念がある。施行に向けた丁寧な事前周知や、実務上のサポート体制を万全に整えた上で実行されたい。	
--	--	--